

(様式 1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：長野県アイスホッケー連盟]

[記載日：2025 年 5 月 10 日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ 法人格を有していない任意団体である。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ 本連盟の会則に基づき、年 1 回の通常総会と年 4 回程度の理事会を開催して、団体運営に関する機関決定を行っている。 ○ その他、「専門委員会規定」や「代議員推薦細則」、「出張旅費及び競技運営役員手当等支給規則」などを制定し、それらを順守することによって適切な団体運営を行っている。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟定款第 42 条に基づく加盟団体分担金の納入、第 43 条に基づく選手登録を適正に行っている。また、同連盟競技会開催規程に基づき、競技会を開催している。 ○ 公益財団法人長野県スポーツ協会の「加盟団体及び会員に関する規定」第 2 条の 4 及び第 2 条の 5 に基づき、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について、このセルフチェックリストを用いて自己説明・ホームページでの公表を行っている。また、「公益財団法人長野県スポーツ協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に基づき、役員や会員に対するコンプライアンス研修を行うとともに、倫理規定の整備を実施している。 ○ 実際に公共施設を使用して競技大会やイベントを開催する場合には、当該施設の使用に係る規則や地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守している。	

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ 会長、副会長を含む 20 名の理事と 2 名の監事は総会で の議決をもって 選任される。うち会長 1 名、副会長 2 名、理事 12 名、監事 2 名の役員候補者は、前任役員からの独立性と立候補の自由性を確保するため、総会前の役員選挙告示に基づき、県連盟登録者であれば 誰 でも役員候補者として立候補する ことができる。また、残り 5 名の理事は、会長が選任された後に会長推薦理事候補者として提案することができ、総会での信任投票を経て理事に選任される制度を設けるなどして適切な団体運営に努めている。 なお、役員の高齢化や長期在任が目立つことから、新陳代謝を促すための規定等の改正について 検討中であるが、令和 7 年度中には関係規定の改定を予定している。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ これまで、本連盟のビジョン・ミッションが策定されていなかったが、令和 3 年 6 月開催の理事会で本連盟のビジョン・ミッション案を策定し、令和 3 年 8 月に開催された定期総会で承認された。長野県アイスホッケー連盟ホームページにて既に公表済みである。 中長期計画については、該当する専門委員会で現在検討中であり、令和 7 年度中に制定・公表を予定している。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ 公益財団法人日本アイスホッケー連盟が、加盟団体ブロック協議会に併せて実施しているコンプライアンスやガバナンスコードに関する研修会に本連盟の役員を派遣し、知見を深めている。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ○ 日本スポーツ協会が公表している「スポーツ現場におけるハラスメント防止動画」を役委員及び登録競技者に周知し、動画視聴を促すことを令和 5 年度中に実施した。令和 7 年度中にも、再度別途周知を行う方法を検討中である。	

原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ☐ 理事会や総会で決算書の承認を受ける前に、2名の監事により通帳や証拠書類等の厳密な検査を受けている。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ☐ 長野県教員委員会から交付される「長野国体特別強化事業補助金」の取扱、並びに国際大会等の実施にあたって長野県や長野市から助成を受ける際には、所定の要綱・要領に基づき事務処理を行っている。 ☐ 補助金、助成金等の処理に関する不正を禁じ、違反した場合は、処分の対象とするべく、倫理規定等関係規定の制定を実施済みであり、関係規定をホームページで公表している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ☐ 理事会や総会で決算書の承認を受ける前に、2名の監事により通帳や証拠書類等の厳密な検査を受けている。 ☐ 出納業務と決算書類の作成業務を一人の事務局員が行っていること自体が好ましいことではないので、業務担当を別に設けることを検討している。 ☐ 監事と事務局長や事業執行者との癒着を防ぐため、会則またはそれに準ずる規定に監事の重任について上限を定める方向で検討を進めている。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	—
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ☐ 特になし	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) ☐ 連盟における役員名簿については連盟ホームページで公開しているが、連盟の会則等の規約類に含まれる目的、事業などについては、公開されていない。また、各年度の事業報告・事業計画、会計に関わる決算書・監査報告書・予算書などについても開示されておらず、令和元年度よりこれらを長野県アイスホッケー連盟ホームページで公表している。	

- 令和 6 年度のセルフチェックシートを連盟ホームページで公表している。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）

原則 9 「通報制度を構築すべきである。」について

—

（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）

- 選手を始めとしたスポーツを行う者の権利利益が不当に侵害されることがないように、本連盟内部の違反行為又はこれに関連する違反行為を通報により早期に発見し、自浄作用を機能させるため、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の制度を参考にして、令和 6 年 6 月 1 日付けで「通報窓口に関する規程」を制定し、「通報窓口についての案内」と併せて本連盟ホームページに公表している。

原則 10 「懲罰制度を構築すべきである。」について

—

（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）

- 本連盟の関係者に対し、法律、定款・規則等の内規、行動規範、倫理等を遵守させ、組織における秩序維持を図るためには、違反行為を対象とする懲戒制度が必要であることから、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の制度に倣い、令和 6 年 6 月 1 日付けで、「倫理規程」、「懲戒規程」及び「倫理委員会規程」を制定した。
- 懲戒処分は、対象となった関係者に対して権利・自由を制限し、又は不利益を課すことがあるため、恣意的な判断がなされないよう、規程において予め処分の対象となる行為、処分の内容等を定めるとともに、規程に定める適正な手続を経て行われなければならないように留意した。
- また、難しい判断を要する案件については、処分内容の平準化を図るという趣旨も含めて、公益財団法人日本アイスホッケー連盟の倫理委員会にその判断を委ねることにしている。